

# Newsletter 税務、労務および税関に関する最新情報

2016年6月

弊社 Grant Thornton Vietnam の今回のニュースレターでは、以下の通り、税務、労務および税関に関する最新の情報をご案内申し上げます。

1. 2016年7月1日から施行される付加価値税法、特別消費税法および租税管理法の一部改正。
2. 2014年より前の頻繁な投資活動に関する財政省ガイダンス
3. 日本の介護保険
4. ODAを源泉とするプロジェクトの専門家に対する個人所得税の免税確認手続き
5. 企業は労働者の社会保険料計算根拠となる給与の1%を労働災害・職業病保険基金への保険料として2016年7月1日から納付
6. 輸出入関税法 107/2016/QH13 が2016年9月1日から施行
7. 2016年7月1日前に契約済みでかつ輸送手段へ積み込み済みの中古機械設備輸入



## 1. 2016年7月1日から施行される付加価値税法、特別消費税法および租税管理法の一部改正

国会は、2016年4月6日付けで法律 106/2016/QH13 を可決しました。施行日は2016年7月1日で、主要な内容は、以下の通りです。

### 付加価値税(VAT)について:

- VAT非課税対象として以下が追加されました。
  - 高齢者、身体障害者への介護サービス。
  - 天然資源、鉱物資源の価額およびエネルギーコストの合計が製品原価の51%以上を閉める天然資源、鉱物資源から加工された輸出製品。
- VAT還付に関する規定が以下の通り改正されました。
  - 控除法によるVAT納税者の場合で、月内または四半期内で控除仕切れない仕入VATがある場合、翌期において控除することができます。
  - 投資法の規定に従う投資プロジェクトについて、以下の場合、控除仕切れないVATは還付されずに、翌期へ繰越しされます。
    - ✓ 登記済み定款資本を全額払込みしていない企業の投資プロジェクト。条件付き投資分野で、投資法の規定による事業条件を満足していない、または、活動過程における事業条件遵守の維持が担保されない場合。
    - ✓ 2016年7月1日以降に認可された天然資源・鉱物の開発投資プロジェクト。または、天然資源・鉱物およびエネルギーコストの総額が製造原価の51%以上を占める製品の製造投資プロジェクト。

✓ 関税法の規定に基づいた税関活動区域において輸出手続きを行わない輸出貨物。

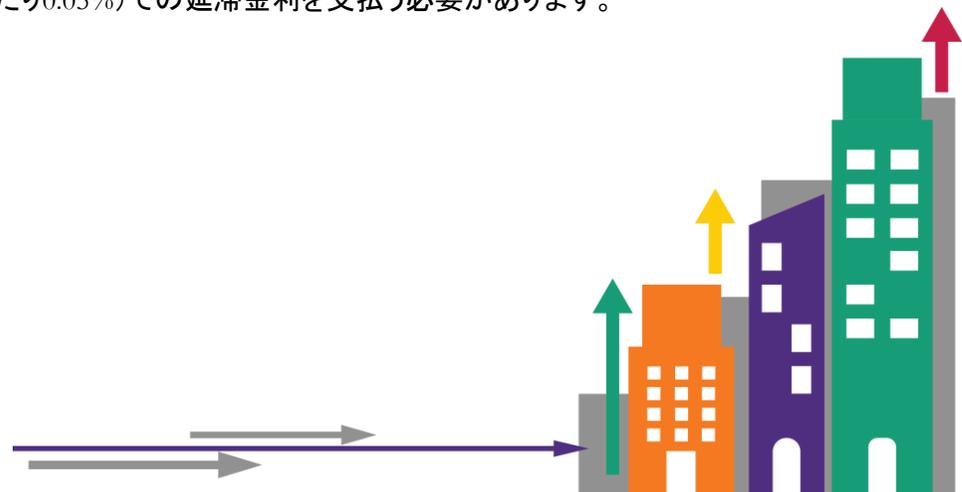
- 2年間連続で税法および関税法の法令違反を行っておらず、かつ、租税管理法の規定に基づく高リスク対象者に該当しない輸出製品の製造企業に対しては、還付後調査が実施されます。

### 特別消費税について:

9席以下乗用車の完成車輸入に対する特別消費税の改正: 例えば、2016年7月1日以降は、シリンダー容積が1,500cm<sup>3</sup>以下の自動車は40% (現行45%)、シリンダー容積が2,500cm<sup>3</sup>超3,000cm<sup>3</sup>までの自動車は55% (現行50%) など。

### 租税法について:

非農業地使用税の年間納税額が5万VND以下の世帯・個人に対する非農業地使用税の免税。  
納税者は、納税遅延額に対して1日当たり0.03% (現行は、1日当たり0.05%) での延滞金利を支払う必要があります。



## 2. 2014年より前の頻繁な投資活動に関する財政省ガイダンス

在ベトナム欧州商工会議所願 (Eurocham) からの請に対する対応として、そして、「頻繁な投資活動」の内容に関する透明性および手続きの簡素化を担保すべく、財政省が、以下のガイダンスを発行しました。

活動中の企業が、2009年から2013年の期間において頻繁な投資活動を行った場合、拡張投資活動とは区別され、既存プロジェクトに適用されている法人所得税の優遇措置を受けることができます。

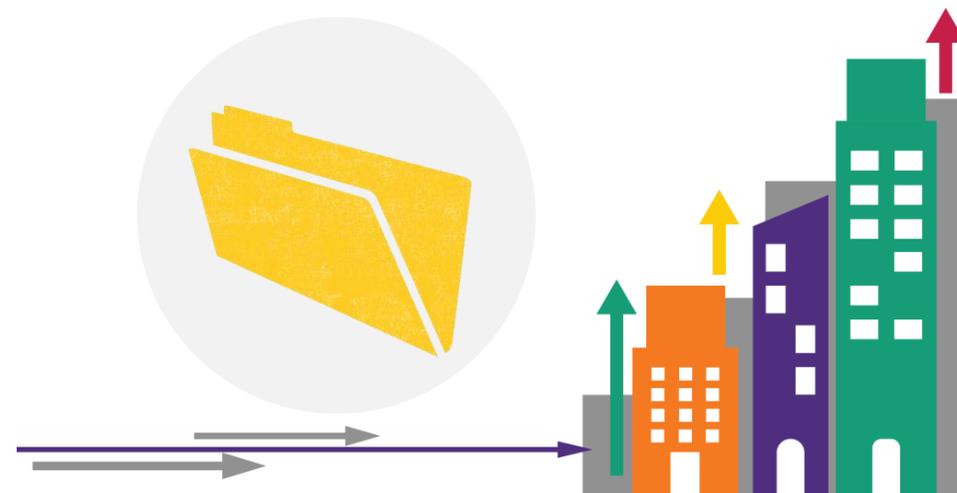
頻繁な投資活動とは、法人所得税の優遇措置を受けている投資プロジェクトに対する機械設備の頻繁な追加投資のために以下3つの独立した源泉の1つから実施される活動です。

- 企業の固定資産の基礎減価償却費準備金
- 再投資のための税引後利益の使用。
- 管轄当局へ届出済みの投資資本の範囲内での資本の使用。

上記源泉からの機械設備の頻繁な追加投資は、法人所得税の優遇措置対象となるプロジェクトの届出済みまたは承認済み事業計画に基づく製造能力を拡大しないことが条件になります。

### 以下の点にご留意下さい:

- 投資証明書または投資ライセンスにプロジェクトの規模が記載されている場合、発行された投資証明書と比較して規模が拡大する頻繁な投資は、頻繁な投資とは見なされず、法人所得税の優遇措置を受けられません。
- 投資証明書または投資ライセンス上でプロジェクトの規模が記載されていない場合、または、頻繁に機械設備の補充・交換を行うのみで、かつ、投資証明書の発行を受ける対象に該当しない場合は、この基準に基づく適用を受けません。
- 投資証明書または投資ライセンスと比較して頻繁な投資活動が製造能力を拡大する場合、投資証明書または投資ライセンス上に記載されたプロジェクトの製造能力と比較して超過分から生じる所得に対しては、法人所得税の優遇措置は適用されません。



### 3.日本の介護保険

2016年5月27日付けの個人所得税に関する税務総局ガイダンスによれば、介護保険料が日本の法律に基づく強制保険の保険料なのであれば、この保険料は、個人所得税の計算をする際の課税所得から除外することができます。

### 4. ODAを源泉とするプロジェクトの専門家に対する個人所得税の免税確認手続き

2016年5月27日付け税務総局ガイダンスによれば、政府開発援助(ODA)を源泉とする外国コントラクターとの契約を締結した専門家については、外国コントラクターが、専門家に対する個人所得税の免税申請手続きを実施する義務を負います。

外国コントラクターがベトナムにおける事務所を持たない場合、外国コントラクターは、管轄税務当局における専門家に対する個人所得税免税手続きを、プロジェクトオーナーまたはプロジェクトオーナーの代表者に対して委任することができます。



## 5.企業は労働者の社会保険料計算根拠となる給与の1%を労働災害・職業病保険基金への保険料として2016年7月1日から納付

政府は、労働安全衛生法における強制労働災害職業病保険に関する規定の施行細則となる2016年5月15日付けDecree 37/2016/ND-CPを発行しました。この中で、労働災害・職業病保険基金に対する施行日2016年7月1日から2017年12月31日までの雇用主による納付料率が規定されています。

雇用主は、以下労働者の社会保険料計算根拠となる給与の1%を保険料として毎月納付します。

- 公職幹部・公務員および公立機関職員に関する法律の規定に基づく公職幹部、公務員、公立機関職員。
- 無期限労働契約、3ヶ月以上の期間での労働契約、および、1ヶ月以上3ヶ月未満の期間での労働契約に従い働く労働者。家庭でのお手伝いさんは含まない。
- 給与支給を受ける企業の管理者および合作社の運営管理者。
- および、士官、人民軍の専門軍人などのその他対象者。

労働災害・職業病給付制度を享受している者、2016年7月1日前に労働災害・職業病の治療が済んだ者・退院した者は、引き続いて2014年社会保険法の規定および2016年1月1日前に発行された労働災害・職業病の制度に関する施行細則およびガイダンスに従う適用を受けます。

2016年6月30日以前の社会保険料納付期間は、社会保険法の規定に基づいて年金・遺族年金基金のみに加入している対象者を除いて、本政令の規定に基づく労働災害・職業病保険への加入期間として計算されます。

1ヶ月以上3ヶ月未満の期限での労働契約に従い働く労働者については、2018年1月1日から適用されます。

Decree 37/2016/ND-CPでは、労働災害・職業病保険の各制度、職業病の診察費用補助金額、労働安全・労働衛生の訓練経費補助などに関する詳細についても規定しています。



## 6. 輸出入関税法 107/2016/QH13 が2016年9月1日から施行

法律 107/2016/QH13 におけるいくつかの留意すべき内容について、以下の通り概要をご案内致します。

輸出製品を製造するために輸入する原料・資材・部品は、輸入関税の免税を受けることができます。

輸出製品を製造するために輸入する原料・資材・部品であるがまだ製品を輸出していない場合、そして、一時輸入・再輸出の物品であるがまだ再輸出していない場合で、本法律の施行日前に税関当局へ申告しておりまだ納税していないものについては、この法律の規定による適用を受けます。

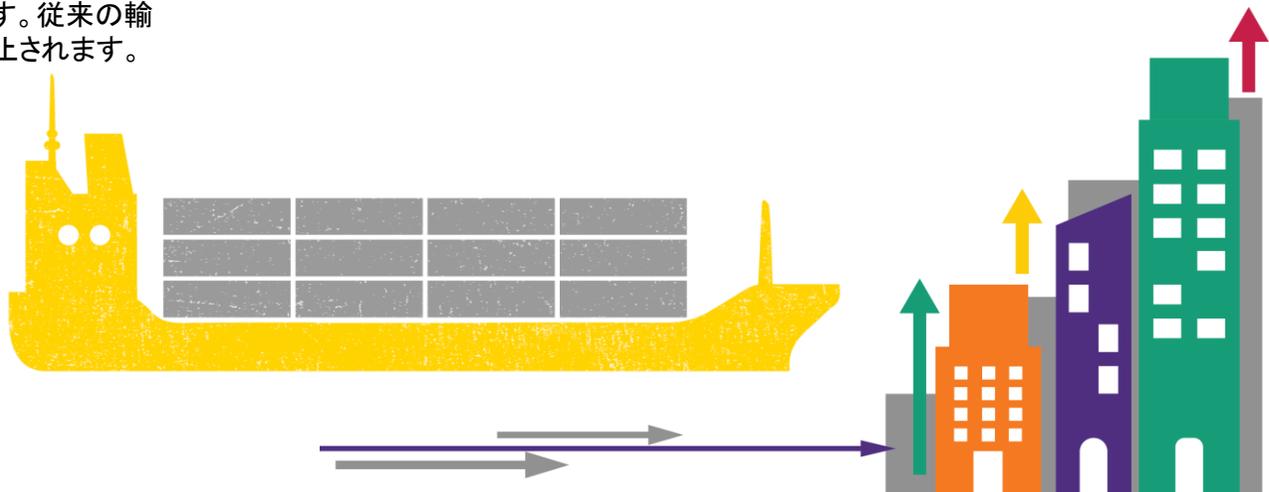
この法律では、アンチダンピング関税、相殺関税、および、セーフガード緊急関税に関する第3章を設けています。これによれば、工商省が、アンチダンピング関税、相殺関税、セーフガード緊急関税の適用を決定する当局であり、財政省が、アンチダンピング関税、相殺関税、セーフガード緊急関税の申告、徴収、納付、還付に関する規定を行う当局になっています。

法律 107/2016/QH13 は、2016年9月1日から施行されます。従来の輸出入関税法 45/2005/QH11 は、この法律の施行日に廃止されます。

## 7. 2016年7月1日前に契約済みでかつ輸送手段へ積込み済みの中古機械設備輸入

税関総局税関監督管理局の2016年6月8日付けガイダンスによれば、中古機械設備の輸入貨物が、中古機械・設備・技術ラインの輸入を規定するCircular 23/2015/TT-BKHCHN の施行日(2016年7月1日)前に契約済みで、かつ、輸送手段へ積込み済みの場合、この Circular の規定適用外となります。

中古機械設備の輸入に関しては、弊社 Grant Thornton Vietnamの2016年2月2日付けニュースレターをご参照下さい。



この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter の情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

#### **Hanoi Office**

18<sup>th</sup> Floor, Hoa Binh International Office Building  
106 Hoang Quoc Viet Street  
Cau Giay District, Hanoi  
Vietnam  
T + 84 4 3850 1686  
F + 84 4 3850 1688

#### **Hoang Khoi**

Tax Partner  
D +84 4 3850 1618  
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

#### **Nguyen Dinh Du**

Tax Partner  
D +84 4 3850 1620  
E Du.Nguyen@vn.gt.com

#### **大形 薫 (Kaoru Okata)**

Director – Japanese Desk  
D +84 4 3850 1680  
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

#### **Pham Ngoc Long**

Tax Director  
D +84 4 3850 1684  
E Long.Pham@vn.gt.com



**Newsletter のダウンロードは**

**下記サイトへアクセス下さい。**

[www.grantthornton.com.vn](http://www.grantthornton.com.vn)

#### **Ho Chi Minh Office**

14<sup>th</sup> Floor, Pearl Plaza  
561A Dien Bien Phu Street  
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City  
Vietnam  
T + 84 8 3910 9100  
F + 84 8 3910 9101

#### **Nguyen Hung Du**

Tax Partner  
D +84 8 3910 9231  
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

#### **Valerie – Teo Liang Tuan**

Tax Director  
D +84 8 3910 9235  
E Valerie.Teo@vn.gt.com

#### **Tran Hong My**

Tax Director  
D +84 8 3910 9275  
E HMy.Tran@vn.gt.com

#### **則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)**

Director – Japanese Desk  
D +84 8 3910 9205  
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

#### **Tran Nguyen Mong Van**

Tax Director  
D +84 8 3910 9233  
E MongVan.Tran@vn.gt.com